

**地域から信頼される
社会福祉法人となるために**

はじめに

社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする人びとに安心して、可能なかぎり自分らしい生活を実現していただくための努力を重ねています。

この冊子は、社会福祉法人の役員、関係者や福祉施設・事業所で働く皆さまに、「社会福祉法人はどのような法人なのか」「人びとは社会福祉法人をどのように見ているのか」「社会福祉法人にどのような期待を寄せているのか」「今、社会福祉法人にはどのような姿勢や取り組みが必要なのか」といった点をあらためて確認していただくことを目的に作成しました。

福祉サービスを利用する人びとの生活を守り、地域社会の福祉増進を図るためには、いまこそ社会福祉法人がその原点に立ち返った取り組みを強力に推し進めていくことが不可欠であると考えます。

そして、社会福祉法人に対する地域社会からの理解を深め、一層の支持を得ることが今とても大切だと考えています。

社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として「社会福祉法」の定めるところにより設立される法人です。

社会福祉事業は、利用者への影響を勘案して第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類されています。

このうち、第1種社会福祉事業に該当する事業の多くは、サービスを必要とする人びとが入所す

ることによって利用するもの（＝入所施設サービス）であり、利用者保護の必要性が高いためにその経営主体は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人に限られています。また、万が一、経営が適正に行われなかった場合には非常に重大な人権侵害が起こることから、サービス利用者の安心かつ安定した生活を守るため、法人経営に対するさまざまな要件（ルール）が設けられています。

■ 主な社会福祉事業（社会福祉法第2条から抜粋）

第1種 社会福祉事業

- ① 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ② 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ③ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を経営する事業
- ⑤ 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- ⑥ 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

第2種 社会福祉事業

- ① 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ② 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ③ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- ④ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- ⑥ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑦ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑧ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ⑨ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ⑩ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ⑪ 隣保事業
- ⑫ 福祉サービス利用援助事業

社会福祉法人制度のなりたち

社会福祉事業の純粋性と公共性を高める

社会福祉法人制度は、昭和26年の社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）の制定によって創設されました。

制度創設の趣旨については、さまざまな理解・解釈がありますが主なものとしては、①社会福祉事業に対する社会的信用や事業の健全性を維持するため、当時の公益法人（社団・財団法人）に代わる新たな法人制度を確立する必要があったこと、②適切な公的規制を受ける特別な法人類型を設けることで助成を受けることを可能にすること、があげられます。

社会福祉法人制度創設以前の民間社会福祉事業は、個人や任意団体、公益法人によって経営されていましたが、戦災や戦後の経済混乱のために財政基盤が極めて脆弱であり安定的な事業経営が難しい状況でした。また、「従来の社団法人、財団法人には種々雑多なものがあり、その社会的信用においても、社会福祉事業の健全性を維持する上

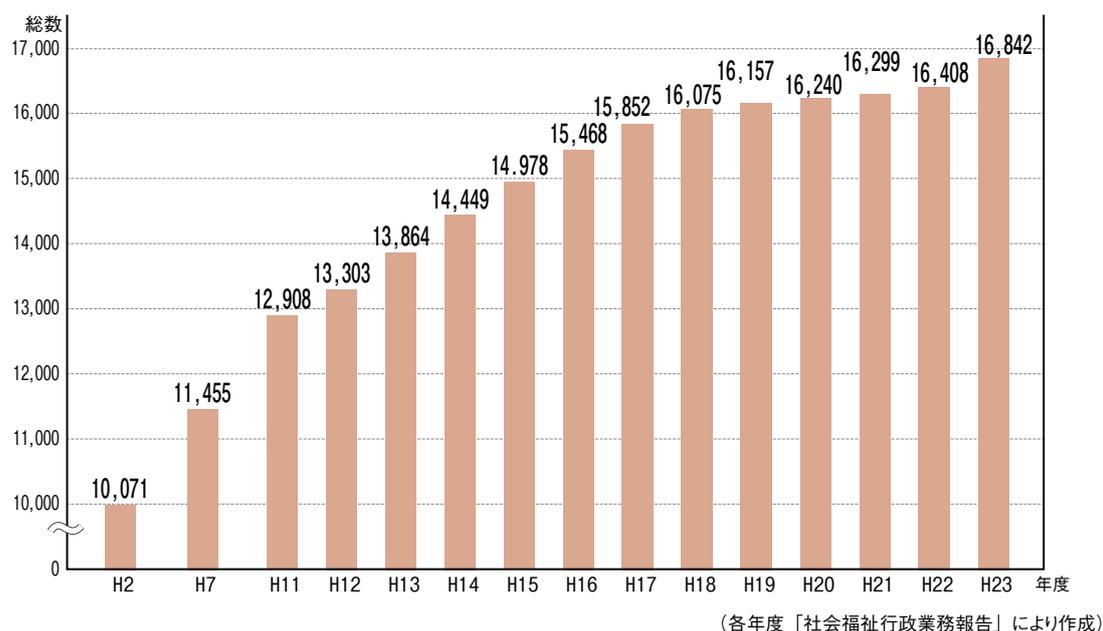
においても、遺憾な点があり、その純粋性を確保するために、特別法人制度としての社会福祉法人の制度をもうけることとしたものである」（『社会福祉事業法の解説』木村忠二郎著）とも説明されています。

従来の社団法人・財団法人に比べてより高い公益性を有する新たな法人として創設された社会福祉法人には、その適正な経営を確保するためにさまざまな要件（ルール）が設けられており、いわゆる「公の支配」に属するものとして憲法第89条の規定に触れることなく公的助成を受けることが可能となりました。

このことによって、非常に不安定であった民間社会福祉事業の財政基盤は一定の強化が図られることになりました。

社会福祉法人は、その制度創設以来、わが国社会福祉の充実、発展に大きく寄与してきました。

■ 福祉施設を経営する社会福祉法人数の推移



社会福祉事業の歴史

古くは聖徳太子による「悲田院」にまで遡るとも言われる社会福祉事業の起源ですが、ここでは明治時代以降、今日に至るまでの経過を簡単に見てみましょう。

明治初期、「慈善救済事業」と言われた時代には、宗教関係者によって支えられる児童保護事業が中心を占めていました。また、一部の篤志家による不良、犯罪少年・少女の更生を行う事業（感化事業）も行政の遅れを補うところとなりました。

大正9年、中央慈善協会が発刊した『日本社会事業名鑑』では、7地区12の事業種別ごとに当時の社会事業関連施設が整理され、計1,403施設が掲載されるまでに至っています。また、昭和2年10月に刊行された『全国社会事業名鑑』

には4,003施設が掲載されるなど、大正から昭和初期にかけては民間の社会事業関連施設の役割が一層重要になっている様子がうかがえます。

一方で、時の経済環境や凶作をはじめとする自然がもたらす影響を受け、これらの事業経営は大変厳しいものでした。

戦後、いわゆる「措置制度」のもとで制度的にも福祉施設の整備、充実が図られて今日に至っています。この間、多くの社会福祉事業家はその対象となる人びとのために私財を投じ、運営費等の不足や職員の雇用等において多くの苦難を乗り越えてきました。先人たちの強い慈善博愛の精神と自らの生活をかえりみることのないひたむきな活動があって現在の社会福祉事業は成り立っているとと言えます。



現、(社福)函館厚生院が明治38年頃に行っていた行旅病者保護事業の様子。この後、明治44年には貧困者に対する施療事業を開始、現在に至るまで福祉医療への取り組みは同法人の中心的な事業のひとつとなっている。



大正15年に開設した「少年職業学院」(千葉県松戸市)の様子。現、(社福)東京有隣会の創設者である石井敬一郎氏が司法少年保護事業の必要性を痛感し、開設したもの。

社会福祉法人、福祉施設・事業所の現状

地域になくてはならない社会資源として

平成23年3月末日現在、社会福祉法人は全国に19,246法人、うち社会福祉施設・事業所を営んでいる法人は16,842法人となっています。

また、社会福祉施設・事業所は平成23年調査によると91,682施設・事業所が整備されており、

そのうち約53,000施設・事業所は社会福祉法人が営んでいるものです。社会福祉施設・事業所を利用する人びとは311万6,800人、144万5,000人余の職員が従事しており、地域になくてはならない社会資源としての役割を發揮しています。

福祉施設数（在所要者数、従業者数）の現状

	施設数	経営主体			在所要者数 (人)	従業者数 ^{※1} (人)
		公 営	私 営 (社会福祉法人)	そ の 他		
高齢者施設・事業所	46,380	1,919 (4.1%)	26,778 (57.7%)	17,683 (38.1%)	568,291 ^{※2}	715,919
障害者施設	6,360	233 (3.7%)	6,127 (96.3%)	— ^{※3}	173,175	103,296
児童福祉施設	31,599	15,837 (50.1%)	14,416 (45.6%)	1,346 ^{※4}	2,157,692	523,339
うち保育所	21,751	9,487 (43.6%)	10,918 (50.2%)	1,346 (6.3%)	2,084,136	447,013
そ の 他	7,343	1,571 (21.4%)	5,772 (78.6%)	— ^{※3}	217,642	102,697
合 計	91,682	19,560 (21.3%)	53,093 (57.9%)	19,029 (20.8%)	3,116,800	1,445,251

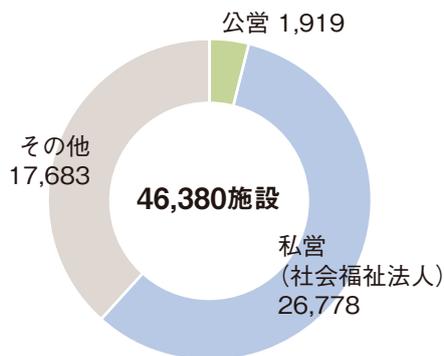
(平成23年「社会福祉施設等調査」等により作成)

※1 「従業者数」は常勤換算数。 ※2 通所介護、短期入所の利用者数を含んでいない。 ※3 調査結果から「私営」の内訳が把握できないため記載していない。

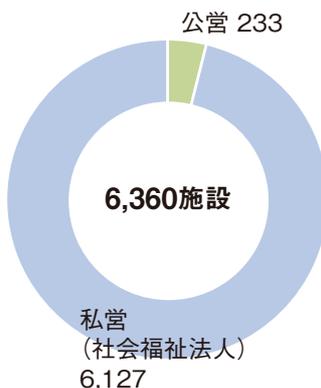
※4 保育所以外の児童福祉施設は、調査結果から「私営」の内訳が把握できないため、保育所の数のみを記載。

※5 構成比は、端数処理の関係から100%にならない場合がある。

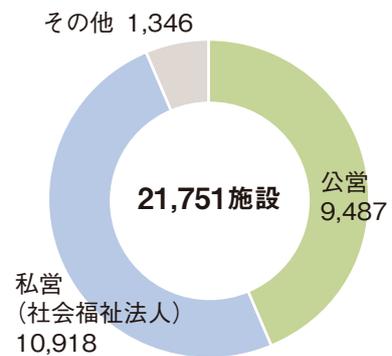
高齢者施設・事業所



障害者施設



保育所



社会福祉法人の特徴

サービス利用者を保護するための「要件」(ルール)と「助成」(支援)

社会福祉法人には、実施する社会福祉事業に関するものとは別に、法人制度創設の趣旨を踏まえ法人組織等に関する要件(ルール)が設けられています。その一方で安定的な法人経営を確保し、多様な福祉ニーズに対応するために助成(支援)策が講じられています。

以下が主なものですが、今後、社会福祉法人制

度や社会福祉事業のあり方を考える上で大変重要なポイントとなります。なお、この要件(ルール)を不当な「規制」とする指摘もありますが、全国経営協では、福祉サービスを利用する人びとが安全で安心した生活を継続することができるよう、必要に即して設けられている要件(ルール)であると考えています。

■社会福祉法人における「要件」(ルール)と「助成」(支援)

要件 (ルール)
残余財産の帰属 (国庫又は他の社会福祉法人)
法人組織、資産要件
資産の管理
資金使途制限
行政監査、監督

助成 (支援)
施設・設備整備費補助
民間施設給与等改善費 (公私格差是正)
税制上の措置
退職手当共済制度
福祉貸付制度 (独)福祉医療機構)

社会経済環境や福祉諸制度の変化にともなって、施設・設備整備費補助や民間施設給与等改善費といった社会福祉法人に対する助成は大幅に減少しました。それでも税制上の措置は他の法人と比べても充実したものと言えます。(P12~15の「法人制度比較表」参照)

今、多様な主体の参入促進を目的として社会福祉法人に対する要件と助成を緩和、撤廃しようとする議論が活発になっています。社会福祉法人における要件と助成は、サービス利用者の尊厳、安心かつ安定した生活を守るために設けられているものであるため、このような動向は認め難いものです。

また、社会福祉法人に対して設けられている要件をかえりみずに企業等とのイコールフットィングを求める意見には、強く対峙していかなければならないと考えます。

これまで全国経営協は、社会福祉法人の円滑な経営とサービスの質の向上を図る観点から、公益性を損ねない合理性のある範囲で法人経営におけるさまざまな要件の緩和に取り組んできましたが、昨今の一連の議論は利用者の安心した生活や権利擁護の根幹を揺るがすものであるため、多くの問題があります。

社会福祉法人の関係者にはそのことをぜひご理解いただきたいと思えます。

社会福祉法人をめぐる状況

社会福祉法人がどのような組織であるかを説明してきましたが、現在、社会福祉法人や福祉施設・事業所のあり方について、政府の各種会議でさまざまな議論、指摘が相次いでおり、なかには社会福祉制度の基本的な仕組みを大きく変えてし

まうような意見も散見されます。

以下に、その主なものを列挙します。

これらの中には、法人関係者が真摯に受け止め、あらためるべきはあらためていかなければならない指摘もあります。その一方で、経済成長優先の

政策会議等における社会福祉法人制度に対する主な指摘

1 規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

保育分野

「待機児童解消加速化プラン」が4月に策定され、平成25、26年度の2年間で「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育の受け皿を集中的に整備し、あわせて、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保する方針が決定されている。子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、加速化プランと共に本計画も実施し、保育の質を確保しつつ、待機児童の解消を目指す。また、保育の整備に当たり、その政策の実効性を高めるため、都道府県・市区町村と情報等を共有し、連携を進めるとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく透明な認可制度の運用により、保育ニーズの増大に機動的に対応する。

このため、①保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大、②利用者のニーズに応えた保育拡充、③保育の質の評価の拡充、④保育士数の増加、⑤社会福祉法人の経営情報の公表、⑥事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直しに重点的に取り組む。

【社会福祉法人の経営情報の公表】

- 全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。（平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置）
- 平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。（平成25年9月までに措置）
- 所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。（平成25年9月までに措置）

【保育の質の評価の拡充】

- 保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。（平成25年度措置）
- 子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。（子ども・子育て支援新制度の施行までに措置）
- 保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。（子ども・子育て支援新制度の施行までに検討・結論）

観点からの設置主体拡大をはじめとする過度な規制改革や、地域主権改革の拙速な推進は、社会・経済的な弱者を守る社会福祉事業にあって、セーフティネットとしての社会福祉諸施策の基盤を脆弱にさせ、地域間での悪しき格差を一層拡大させ

かねないことを懸念します。

全国経営協では、これからも折に触れてそのことを発信し続けていくこととしています。

2 日本再興戦略(成長戦略)閣議決定 (平成25年6月14日)

医療・介護サービスの高度化

- 質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

3 社会保障制度改革国民会議 (4月22日／第10回)

- 社会福祉法人こそ、経営の合理化、近代化が必要。大規模化や複数法人の連携を推進。加えて、社会福祉法人非課税扱いとされているに相応しい、国家や地域への貢献が求められるべき。低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組むべき。

4 「平成25年度予算編成に向けた考え方」(平成25年1月21日／財政制度等審議会)

処遇改善のための内部留保の活用

介護事業者は収支が大幅に改善するとともに、特別養護老人ホーム等の施設においては内部留保も積み上がっている状況にある。介護保険料や公費を財源として介護職員の処遇を改善すべきとの指摘もあるが、まずは、これらの収支改善や内部留保が処遇改善に充てられるようにすべきである。

5 「財政健全化に向けた基本的考え方」(平成25年5月27日／財政制度等審議会)

Ⅱ. 各歳出分野における取組

1. 社会保障

③介護

介護分野では、総体としてみれば介護事業者は収支が大幅に改善するとともに、特別養護老人ホーム等の施設において内部留保も積み上がっている。こうした経営実態の精査が必要であるが、設置主体において経営情報が開示されることなしには限界がある。規制改革会議で社会福祉法人について財務諸表の公表を行う方向が示されていること等を踏まえ、設置主体の経営の透明性の向上・明確化が図られるべきである。その上で網羅的な実態把握を行い、内部留保の原資の大宗が保険料や公費であることを踏まえ、利用者やより広く国民に還元することも含めた対応策が検討されるべきである。

今、社会福祉法人に必要なこと

一方で、社会福祉法人に対しては過度な内部留保を保有しているのではないか、制度にある事業しかやっていないのではないか、といった厳しい指摘が相次いでいます。

このような指摘が社会的な認識とされてしまえば、

- 社会福祉法人に対する税制等の優遇措置の見直し
 - 低所得者対策等事業への限定
- などの方向で制度改革が行われることとなり、社

会福祉法人の創意と自主性が疎外され、活動が狭い範囲に限定されかねません。

今、われわれがなすべきことは、社会福祉法人制度と使命についての認識を新たにし、既定の事業実施にとどまらず、時代に即した事業経営・実践を進め、地域社会から一層の信頼を得ることで、社会福祉法人が他の事業主体とは公益性の高さが違うことに対する社会的な理解を深めることです。

そのためには、経営協のみならず、それぞれの社会福祉法人の取り組みが極めて重要です。

社会福祉法人の使命と経営の原則

社会福祉法人の使命は、社会、地域における福祉の充実・発展に寄与するために、社会福祉事業を中心に良質な福祉サービスを提供すること、および既存の社会福祉事業にとどまらず地域のさまざまな福祉需要に、迅速かつきめ細かく対応していくことで、セーフティネットを構成する社会資源として地域社会に安心をもたらすことです。

社会福祉法人には、その使命を実現するために、10の経営原則にもとづき公共的、公益的かつ信頼性の高い民間法人にふさわしい経営が求められています。

社会福祉法人10の経営原則

非営利性	先駆性
継続性	開拓性
効率性	組織性
透明性	主体性
倫理性	安定性

全国経営協会員法人の取り組み

社会医療法人の創設や公益法人制度改革が進行した結果、社会福祉法人には法人経営の透明性の確保や高い公益性に基づくガバナンスの確立（例えば、評議員会の設置促進）といった取り組みが一層強く要請されています。

これらを踏まえて、全国経営協会員法人では以下の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

1 経営情報の公開

- 財務諸表のインターネット、広報等による公開
- 法人の中・長期計画、資金計画の公開

2 利用者、家族、地域住民等の社会福祉法人に対する理解促進の取り組み

- 社会福祉法人経営、事業の「見える化」の推進
- 各法人における「公益的な取り組み」の事業計画、報告への記載と公開
- 各法人における広報機能の強化（HP、広報誌、マスコミ対応など）

3 公益的取り組みの推進

- 社会福祉法人が行う介護保険事業における低所得者減免の実施100%への取り組み
- 各法人による制度外の取り組み、生活困窮者の生活支援など地域の福祉増進に向けた実践

4 サービスの質の向上

- 第三者評価事業の受審促進と公表
- 苦情解決の取り組み強化、充実

5 トータルな人材マネジメントの実施

- 職員の定着・育成、処遇向上に向けた実践

■ 法人制度比較表（組織、資産等）

	社会福祉法人 (社会福祉法)	学校法人 (私立学校法)	NPO法人 (特定非営利活動促進法)	医療法人 (医療法)
目的・設立	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。	私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人。	非営利活動を行うことを主たる目的とし、以下のいずれにも該当する団体であって、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。 ・営利を目的としない（社員の資格得喪、役員への報酬支払の上限） ・宗教、政治、特定の公職候補者、政党等を支持し、また反対するものではないこと	●病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、医療法の規定により、これを法人とすることができる。 ●上記による法人は、医療法人と称する。
役員	<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければならない。 ●任期は2年を超えることはできない（再任を妨げない） ●役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の2分の1を超えて含まれることになってはならない。 <p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理事の定数は6人以上とする。 ●各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならない。 ●当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の三分の一を超えてはならない。 ●理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。 ●監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできない。 ●監事のうち一人は財務諸表を監査し得る者でなければならない。 ●監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。 ●監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない。 ●理事のうち1人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。 ●理事又は監事には、当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。 ●役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定非営利活動法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。 ●役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 ●役員任期は、2年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。ただし、理事については、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くをもって足りる。 ●役員任期は、2年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。 ●医療法人の理事のうち1人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。（例外規定あり） ●医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む）の管理者を理事に加えなければならない。
評議員会	<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。 ●評議員会は、理事の定数の二倍を超える数の評議員をもって組織する。 <p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。 ・都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ・保育所を営む事業 ・介護保険事業 	<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校法人に、評議員会を置く。 ●評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織する。 ●理事長は、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 <p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●財団たる医療法人に、評議員会を置く。 ●評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって、組織する。 ●予算、借入金（年度内の収入をもって償還するものを除く）、重要な資産の処分に関する事項、事業計画の決定又は変更、寄附行為の変更等については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 ●評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。
(資産)要件等	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。 ・社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有すること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 ・社会福祉施設を営む法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。（別途、地域（都市部等）および事業の別にその一部の賃借を差し支えないとする規定あり。） 	<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校法人は、その私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。 <p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本財産は、原則として負担附（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと。 ●運用財産としては、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に對し授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資産要件は規定なし。 ●認証の申請に際して、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。 ●医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。（平成19年改正。従前は、自己資本比率20%以上。）
出資持分	なし	なし	なし	なし（医療法改正以前からの「持分あり」の社団は当面、経過措置型医療法人として存続。）

社会医療法人 (医療法)	株式会社 (会社法)	一般財団法人	公益財団法人	
<ul style="list-style-type: none"> ●医療法人のうち、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの。 ・へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う社会医療法人を創設、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●商行為を行うことを業とする目的を持って設立した社団 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般財団法人は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義(登記)により簡便に法人格を取得することができる。 ●社員、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公益目的事業を行う一般財団法人で行政庁による公益認定を受けた法人。 	目的・設立
<ul style="list-style-type: none"> ●理事6名以上、監事2名以上とする。 ●役員、社員、評議員に親族等の数が、各総数の3分の1を超えて含まれないこと。 ●当該医療法人が社団である医療法人である場合にあっては、理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人である場合にあっては理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。 ●当該医療法人が財団である場合にあっては、評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。 ●他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの(以下「公益法人等」という。)を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。 ●理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与、退職手当ほか)について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大会社(資本金5億以上又は負債200億円以上)かその他(大会社以外=中小会社)か、株式の公開会社か譲渡制限会社かで機関設計のバターンが異なる(39種類) 〈例〉 ①中小会社で譲渡制限会社の場合 取締役1人など ②中小会社で公開会社の場合 取締役会、監査役、会計監査人など 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。 ●一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。※大規模一般財団法人は、会計監査人を置かなければならない。 ●うち、役員は理事及び監事をいう。 ●理事は3人以上でなければならない。任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時まで。 ●監事は1人以上。任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時まで。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(特別の関係がある者含む)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えない。監事も同様。 ●他の同一の団体(公益法人又は準ずるものを除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして別に定める者である理事の合計数が三分の一を超えない。監事も、同様。 ●理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与、退職手当ほか)について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めている。 	役員
—	—	<p>(評議員会は必置。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。 ●評議員は、3人以上でなければならない。 ●評議員会は、すべての評議員で組織する。定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に召集しなければならない。 ●評議員会の議決を必要とする事項について、評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めはその効力を有しない。 ●評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。 	<p>一般財団法人と同じ。(公益認定法上に規定なし。)</p>	評議員会
<ul style="list-style-type: none"> ●社会医療法人が開設する病院、診療所等の経営に充てることを目的として、「収益業務」を行うことができる。 ●遊休財産額の制限、自費患者に対する請求方法についての規定あり。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ●設立に際して設立者が拠出をする財産の価額の合計額は、300万円を下回ってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公益目的事業を行うことを主たる目的とする。 ●公益的事業実施に必要な経理的基礎・技術的能力を有する。 ●役員・使用人その他の法人関係者等、特定の者に特別の利益を与える事業を行わない。 ●営利事業を営む者、特定の個人、団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附等を行わない。 ●高利の融資事業等、公益法人にふさわしくない事業又は公序良俗に反するおそれのある事業を行わない。 ●収支相償の原則、いわゆる「50%ルール」、遊休財産額の制限。 	(資産)要件等
なし	あり	なし	なし	出資持分

■ 法人制度比較表 (指導監督・税制等)

	社会福祉法人 (社会福祉法)	学校法人 (私立学校法)	NPO法人 (特定非営利活動促進法)	医療法人 (医療法)
残余財産の処分	<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 ●上記の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 <p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。 ●なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 ●上記の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 ●残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他以下に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体 ・公益社団法人又は公益財団法人 ・学校法人、社会福祉法人、更生保護法人 	<ul style="list-style-type: none"> ●残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定。 ●省令で定めるものとは、公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの、財団である医療法人又は社団である医療法人であって持分の定めのないもの。
指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人から業務又は会計の状況に関し、報告を徴収し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。 ●所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 ●上記の命令に従わないときは、所轄庁は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができる。 ●他の方法により監督の目的を達することができないとき等、所轄庁は解散を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●所轄庁は、収益を目的とする事業を行う学校法人につき、以下に該当する事由があると認めるときは、その事業の停止を命ずることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと ・生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること ・事業が設置する私立学校の教育に支障があること ●他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、解散を命ずることができる。 ※それぞれにおいて、所轄庁は私立学校審議会等の意見をあらかじめ聴かなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●所轄庁は、法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ●所轄庁は、法人が、法に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 ●所轄庁は、法人が、上記の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって事業報告書等又は定款等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所へ立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。 ●都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 ●上記の命令に従わないときは、都道府県知事は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解任を勧告することができる。
情報公開	<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。 ●法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員および評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。 	<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書及び監事監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <p>【通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各学校法人では、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば学内広報やインターネット等の活用など、より積極的な対応が期待される。 ●各都道府県知事所轄の学校法人については、一般に小規模な学校法人が多いことにかんがみ、指導等を行うに際しては、これらの小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書並びに役員名簿（氏名、住所又は居所、報酬の有無を記載）、並びに社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（以下、「事業報告書等」）を作成し、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。 ●社員その他の利害関係人から事業報告書等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。 ●内閣府令で定めるところにより、毎事業年度1回、上記を所轄庁に提出しなければならない。 ●所轄庁は、提出を受けた上記について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書、定款又は寄附行為を各事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ●医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、上記書類を都道府県知事に届出なければならない。 ●都道府県知事は、定款、寄附行為又は上記届出に係る書類について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ●原則非課税 ●収益事業により生じた所得に限り課税 ・税率：19% 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則非課税 ●収益事業により生じた所得に限り課税 ・税率：19% 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則非課税 ●収益事業により生じた所得に限り課税 ・税率：25.5% ●介護保険事業は、収益事業として課税 	<ul style="list-style-type: none"> ●課税 ・税率：25.5%
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する固定資産については非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校法人が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産については非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ●非営利目的と認定されたNPOが社会福祉事業の用に供する固定資産については非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法人が社会福祉事業の用に供する固定資産については非課税
			●復興特別法人税率：	
			●課税客体：固定資産	

社会医療法人 (医療法)	株式会社 (会社法)	一般財団法人	公益財団法人	
<ul style="list-style-type: none"> ● 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。 	<p>会社の債務を弁済した後、会社財産を株主に分配。残余財産の分配は、各株主の有する株式数に応じて分配。特別種類の株式を発行した場合、これと異なる定めのあるときはその定めによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定款に定めるところにより帰属。ただし、あらかじめ設立者等が分配を受ける旨の規定は禁止。定款に定めのない場合は、評議員会の決議。それでも定まらない場合は、国庫に帰属。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益認定の取消し又は合併により法人が消滅する場合、公益目的取得財産残額があるときは類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは学校法人、社会福祉法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定める。 ● 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは学校法人、社会福祉法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定める。 	残余財産の処分
<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。 ● 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 ● 上記の命令に従わないときは、都道府県知事は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる。 	<p>裁判所は、法務大臣又は株主、債権者その他の利害関係人の請求により、会社の解散を命ずることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政庁が法人の業務、運営全体について一律に監督することはない。(法人に最低限必要となる各種機関の設置、ガバナンスに関する事項については法律で規定。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ● 行政庁は、公益法人について、期限を定めて必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 <p>※行政庁による公益認定の取消しも可能。</p>	指導監督
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書、定款又は寄附行為及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ● 社会医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、上記書類を都道府県知事に届出なければならない。 ● 都道府県知事は、定款、寄附行為又は上記届出に係る書類について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主及び債権者は営業時間内であれば会計帳簿の閲覧請求が可能【法律】 ● 貸借対照表を公表しなければならない【法律】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告を事務所に備えおき、社員・債権者の閲覧に供与。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告を事務所に備えおき、社員・債権者の閲覧に供与。 	情報公開
<ul style="list-style-type: none"> ● 原則非課税 ● 収益事業により生じた所得に限り課税 ・ 税率：19% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税 ・ 税率：25.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非営利型は原則非課税 ● 収益事業により生じた所得に限り課税 ・ 税率：25.5% ● 介護保険事業は、収益事業として課税 ● 非営利型以外は課税 ・ 税率：25.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則非課税 ● 収益事業により生じた所得に限り課税 ・ 税率：25.5% ● 介護保険事業は、収益事業として課税 	法人税
基準法人税額の10%				
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産については非課税 ● 社会医療法人が社会福祉事業の用に供する固定資産については非課税 		<ul style="list-style-type: none"> ● 非営利目的と認定された一般財団法人が社会福祉事業の用に供する固定資産については非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益財団法人が社会福祉事業の用に供する固定資産については非課税 	固定資産税
の課税標準 × 1.4%				

全国経営協では、
会員法人による取り組みを根拠として
社会福祉法人が果たしている役割をアピールするとともに、
社会福祉法人が
わが国の社会福祉増進に
一層貢献できるよう、
その充実、強化に向けた政策提言を進めていきます。

全国社会福祉法人経営者協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928

<http://www.keieikyo.gr.jp>